附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、この省令による改正後の対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第二章の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

○総務省令第十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「消防防災通信基盤整備費補助金」を「消防防災通信基盤整備費補助金（東日本大震災復興推進事業費補助金）」に、「（ＩＣＴによる広域連携商業ネットワーク整備に係るものに限る。）」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十三年度に取得した財産からこれを適用する。

○法務省令第九号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十三条第二項第四号及び第十四条第二項第四号の規定に基づき、保護司会及び保護司会連合会に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

法務大臣　小川　敏夫

保護司会及び保護司会連合会に関する規則の一部を改正する省令

保護司会及び保護司会連合会に関する規則（平成十一年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

四　保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づくものを除く。）。

第十三条に次の一号を加える。

四　保護司の職務遂行に関し災害が発生した場合の救済に関すること（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づくものを除く。）。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条中「相当下欄に掲げる」を「同表の下欄に定める」に改め、同条の表第四十五条第七号の物の項中「名古屋港」の下に「、四日市港」を加え、同表第四十五条第一号ハの犬のうち、身体障害者補助犬法第二条第一項に規定する身体障害者補助犬であつて、身体障害者が同伴するもの及び第四十五条第二号から第八号までに掲げる指定検疫物であつて携帯品として輸入するものの項中「那覇港」の下に「、石垣港」を、「神戸空港」を、「山口宇部空港」の下に「、徳島飛行場」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第九十九号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

基幹統計である科学技術研究調査の名称を科学技術研究統計に変更する。

○総務省告示第百号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

基幹統計である就業構造基本調査の名称を就業構造基本統計に変更する。

○総務省告示第百一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

基幹統計である労働力調査の名称を労働力統計に変更する。

附　則

この指定の変更は、平成二十五年一月一日から効力を生ずる。

○総務省告示第百二号

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する国の負担又は補助の割合の特例を適用する公害防止対策事業として、次の事業を指定する。

平成二十四年三月二十七日

総務大臣　川端　達夫

事業名	事業主体	事業期間
赤野井湾流入河川対策事業	滋賀県	平成二十三年度から平成二十七年度まで

○政治資金適正化委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二〇九二	成田　郁夫	二四、二、二四	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十七日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
四一三四	二四、三、九	山口　高志
四一三五	二四、三、九	山崎憲一郎

○外務省告示第九十四号

平成二十四年三月十二日に東京で、文化遺産センター分析機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　文化遺産センター分析機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　四千七百四十万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　清水武則在モンゴル大使

モンゴル側　ダムディン・ハヤンヒャルワー大蔵大臣

平成二十四年三月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎